



中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

融資の保証人でお悩みのある経営者向け

経営者保証

よろず

相談窓口

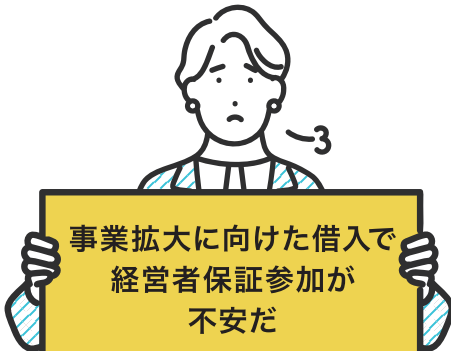
ご相談ください

千葉県信用保証協会に

どんなことでも



創業時に
経営者保証無しで
借りたい



事業拡大に向けた借入で
経営者保証参加が
不安だ



事業承継に向けて
後継者の不安を
解消したい

経営者保証よろず相談窓口について

中小企業のライフステージに応じて、
様々な経営者保証を不要とする保証制度のメニューを用意しております。

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを経営者保証といいます。千葉県信用保証協会では、経営者保証に依存しない融資の取組みを更に推進し、中小企業者向けの経営者保証に関する様々な相談に対応するため、「経営者保証よろず相談窓口」を開設しています。

場 所

▶ 裏面のmapをご覧ください

本店

千葉市中央区中央4丁目17番8号
千葉県自治会館2階

専用電話番号 ☎043-221-8110

松戸
支店

松戸市本町7丁目10番地
ちばぎんビル4階

専用電話番号 ☎047-365-6007

日 時

月曜日から金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00

相談無料

ご予約不要

電話相談OK

ご希望の日時があればご相談ください。相談料は無料です。
予約なしでご相談ができます。また、お電話でのご相談も受付しています。

お気軽に
ご利用ください。

必要に応じ経営改善支援等の経営支援のご相談もお受けいたします。

創業期から成長・成熟期など中小企業者の発展とともにご利用できる
保証制度等のご案内をさせていただきます。





経営者保証 **よろず** 相談窓口



ライフステージ	相談内容の例
創業期	<ul style="list-style-type: none"> ● スタートアップ創出促進保証制度の相談 ● スタートアップ創出促進保証制度等の創業計画策定の相談
成長・成熟期	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証を不要とする取扱い(金融機関連携型、財務要件型無保証人保証制度、担保充足型の3類型)の相談 ● 事業者選択型経営者保証非提供制度等保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする取扱いの相談 ● プロパー融資借換特別保証制度の相談 ● 流動資産担保融資保証制度の相談 ● 特定社債保証制度の相談 ● 財務要件等の充足に向けた経営改善の相談
事業承継期	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継特別保証制度の相談 ● 経営者保証に係る事業承継の相談
廃業・債務整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の相談



当協会HPに経営者保証を不要とする保証制度を掲載しております。

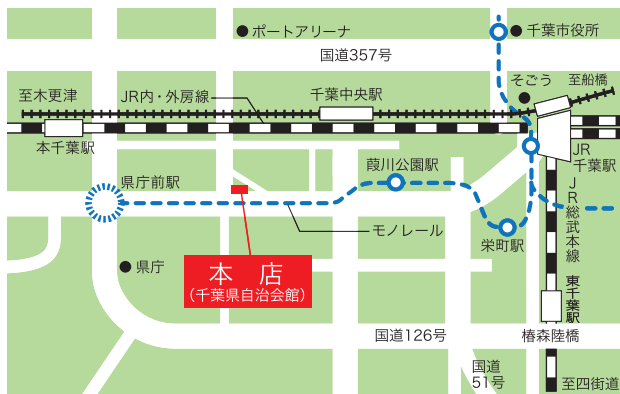
当協会HP「連帯保証人について」 <https://www.chiba-cgc.or.jp/guidance/guarantor/>



本店

TEL:043-221-8110

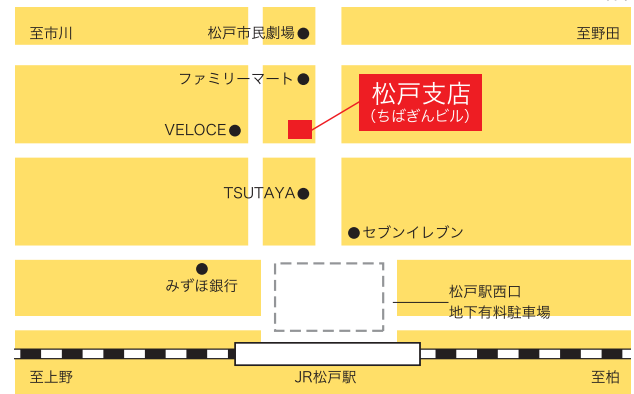
〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号
千葉県自治会館2階



松戸支店

TEL:047-365-6007

〒271-0091 松戸市本町7丁目10番地
ちばぎんビル4階



中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

千葉県信用保証協会

<https://www.chiba-cgc.or.jp/>

